

〔評価結果の公表様式〕

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関情報

評価機関名： 特定非営利活動法人あいち福祉アセスメント (認証番号:25地福第2227-2号)
訪問調査 実施日： 平成27年 1月 26日(月)

②事業者情報

名称:(法人名)社会福祉法人みのりの会 (施設名) 社会福祉法人みのりの会 清明山保育園	種別:(施設種別) 保育所 (基準の種類) 児童福祉施設(保育所版)
代表者氏名:(施設長) 永谷 実紀	定員(利用人数): 40 名
所在地:〒464-0087 愛知県名古屋市中千種区清明山一丁目1番3号	TEL 052-725-7258

③総評

◇特に評価の高い点 閑静な住宅地が広がる中に、公園や神社、小学校や中学校、大学などが点在している文教地区に、保育園は位置している。近くには、ナゴヤドーム、大型ショッピングセンターがあり、楽しい散歩コースの一つとなっている。社会福祉法人みのりの会田代保育園の姉妹園として、平成24年に開所した。生後57日から3歳児まで、定員40名の小規模で家庭的な雰囲気の保育園であり、7時15分から20時15分まで開所している。園舎は木造2階建てで、手入れの行き届いた前庭やクリーム色の外観は地域の住宅地に溶け込んでいて、戸建住宅のような佇まいである。室内全体は、ブラウン系で統一され落ち着いた趣きを感じる。園庭には樹木や砂場、低年齢児用の遊具、花壇があり、四季折々の変化を感じながら遊びを楽しめる環境にある。日々の生活の中に、「散歩」を取り入れた保育に力を注いでいる。また、離乳食を初めアレルギー対応食、夕食に至るまで、食材を厳選し手作りの食事やおやつを用意している。乳児の健やかな育ちと保護者の支援を目指し、施設長初め職員が保育の基礎固めをしながら保育に反映させるように努力を重ねている。また、保護者の思いや意見を尊重し保育や運営に活かし協力体制を深め、保護者や地域からの信頼が寄せられている。 園児達は清潔で明るい保育室で、笑顔に満ち伸び伸びと遊び元気ある生活を送っている。子どもらしい表情や会話、活発な動きや遊びを助長するような職員の行き届いた配慮が見られ、良好な保育姿勢や保育内容が感じ取れる。施設長・副園長・保育士・調理員の連携や協調性も良好であり、安定した組織体制の基に保育運営がされている。“たくましい心と体、人に信頼をよせ、自分を大切にする”を目指し、発達に応じた生活体験や遊びなど子どもと共に楽しみ、子どもの生活や遊びの経験を広げるように配慮をしている。散歩を日々の活動に位置付け、保育園周辺の街並みへ出かけたり、近隣の公園や神社、ナゴヤドームなどに出かけたりして、身近な社会事象や自然事象に触れ、地域の人々と積極的に関われるようにしている。また、地下鉄を利用して東山動物園に遠足出かける機会もあり、社会体験が得られるようにしている。保護者と一緒に楽しめる夕涼み会や運動会、餅つき、正月遊びの獅子舞など清明山保育園ならではの特色が保育に活かされている。 施設長や副園長など、登降園時に挨拶を交わしながら保護者とコミュニケーションを図っている。保護者の意見を前向きに受け止め保育に反映する努力をしている。また、様々な地域資源を活用して、地域の保育園や幼稚園の特徴や情報などを知らせたりして、清明山保育園卒園後、幼児保育実施園の入園に際しての選択肢を広げる手助けをしている。言動共に、保育の質の向上に対する施設長の熱意を感じる。
--

◇改善を求められる点

中・長期計画の策定については、保育をめぐる中期的な動向を保有しているものの、保育所経営や保育サービスに関する、概ね3年から5年を目指した中・長期計画は策定されていない。保育の更なる充実、課題の解決、地域ニーズに基づいた新たな保育実施等も含めた目標や展望を明確に示し、それを実現していくために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、地域との関連性等に関する具体的な計画を策定し、それに基づいた収支の裏付けも考慮した中・長期計画の策定を期待したい。

質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、施設長自らの役割と責任について年度当初口頭で表明をし、職務分担表に基づいて職員の職務を説明し、職員の意識を確認するようにしている。施設長は組織全体をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員からの信頼を得るために欠かすことのできない要件と考える。質の高い保育の実施や効率的な運営を実現していくために、職務分担表とは別に施設長自らの役割と責任について明文化することを期待したい。

人事考課については、保育園独自で自己評価を実施しているものの、考課基準に基づいた、定期的な人事考課を実施していない。人の評価に関わるという情動的な面から、実施の方向での検討は考えていない。人事考課は賃金や処遇に格差をつけることを目的にしたものではなく、人材の能力開発や育成に活用されること、公正な職員処遇を実現すること、個々の意欲を喚起をし、組織の活性化に役立たせることを目的としている。人の評価に関わる事項だけに慎重な対応が必要であるが、本来の目的を正しく認識し、適正に運用していくことは、健全な組織では当然のことと考える。客観的な基準に基づいた公正な人事考課の導入の検討も期待したい。

日々の生活の中に、「散歩」を取り入れた保育に力を注いでいるが、保育計画の中に散歩についての位置づけが明確に打ち出されていない。散歩についての意義や意図を明確にさせ、それぞれの年齢に応じた、体系的な保育計画を作成し実践することを期待したい。また、3歳児の保育計画について、保育内容と年齢や発達との妥当性について検証し、計画の見直しを図ることを望みたい。

遵守すべき法令、各種のマニュアル等の資料を分散して保管をし、必要に応じて資料を職員に配布し、理解を深めるように努力をしている。収集した資料は、福祉分野また、それ以外の基本的な関連法、マニュアル等の一連化やリスト化を図り、必要に応じて職員に配布したり、開示もできるような仕組み作りに着手し、正しい理解に向けた取り組みをしていくことを期待したい。

④第三者評価結果に対する事業者のコメント

初めて第三者評価を受けさせていただきました。施設長をはじめ、それぞれの職務の役割や責任、組織体制の在り方など、具体的に明文化していくという点が特に学びとなりました。また、整備されていない課題も、明らかになりました。保育園全体で正しい理解を深め、実現に向けての計画と具体的な取り組みを進めていきたいと思っています。

⑤第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

評価項目(細目)の評価結果(保育所)

※すべての評価細目(77項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

			第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。			
I-1-(1)-①	理念が明文化されている。	保 1	㉖ ・ b ・ c
I-1-(1)-②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	保 2	a ・ ㉗ ・ c
I-1-(2) 理念、基本方針が周知されている。			
I-1-(2)-①	理念や基本方針が職員に周知されている。	保 3	a ・ ㉗ ・ c
I-1-(2)-②	理念や基本方針が利用者等に周知されている。	保 4	㉖ ・ b ・ c

評価機関のコメント

【理念や基本方針の策定】 ・法人の方針の基に清明山保育園の理念を明文化し、清明山保育園総括総会や保育のしおり、パンフレット、ホームページに明記している。 ・子どもの保育や地域社会に対する保育所の使命、保育の特色等の考え方を具体的に示されることを期待したい。	
【理念や基本方針の周知】 ・理念や基本方針を職員に配布し、年度当初や会議、研修会の折に周知を図るようにしている。また、定期的に機会を設け、保育の現状と基本方針の照らし合わせを行い、周知状況を確認するようにしている。パート職員には、周知を図る機会が少ない。 ・理念や基本方針は、保育に対する考え方や姿勢を示し、職員の行動規範となるものであるもので、機会をとらえて職員に十分な周知と理解を促すことを望みたい。また、事務室をはじめ玄関、保育室等に理念や基本方針を分かりやすく見やすい方法で掲示し、視覚的な周知効果を図る工夫なども期待したい。 ・保護者には、基本方針を明記した保育のしおりを入園時に配布し、文書に基づいて説明をしている。また、理念や基本方針が明記された清明山保育園総括総会を保護者会の折に配布し説明をしている。保護者が参加する保育行事の折りに、実際の保育と理念や基本方針を重ね合わせながら話をし、周知を図る努力をしている。 ・赤ちゃん広場や体験保育などで保育園に訪れる保護者には、パンフレットを配布したり、保育の特色や保育サービスについて説明をするなど理解が得られるように努力をしている。また、保育園の紹介を「子育てマップ」の中に登載し、区役所や児童館、保健所などに設置をしている。 ・保護者や来園者にも分かるように、玄関や事務室、保育室、掲示板等に掲示したり、保護者が参加する保育行事の折りに、実際の保育と理念や基本方針を重ね合わせながら話をし、周知を図るような工夫を期待したい。	

I-2 事業計画の策定

			第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
I-2-(1)-①	中・長期計画が策定されている。	保 5	a ・ b ・ ㉘
I-2-(1)-②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	保 6	a ・ ㉗ ・ c

I-2-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-2-(2)-①	事業計画の策定が組織的に行われている。	保 7	① ・ b ・ c
I-2-(2)-②	事業計画が職員に周知されている。	保 8	a ・ ② ・ c
I-2-(2)-③	事業計画が利用者等に周知されている。	保 9	a ・ ③ ・ c

評価機関のコメント

【中・長期計画の策定、それに基づく事業計画の策定】 ・中・長期計画の策定については、保育をめぐる中期的な動向を保有しているものの、保育所経営や保育サービスに関する、概ね3年から5年を目指した中・長期計画及び収支計画は策定されていない。 ・保育の更なる充実、課題の解決、地域ニーズに基づいた新たな保育実施等も含めた目標や展望を明確に示し、それを実現していくために、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、地域との関連性等に関する具体的な計画を策定し、それに基づいた収支の裏付けも考慮した中・長期計画の策定を期待したい。 ・事業計画については、保育課程、管理運営や安全環境に関わる単年度の事業計画を策定し、収支の裏付けを明確に示されているが、中・長期計画が策定されていないため、整合性や関連性、内容は反映されていない。 ・中・長期計画を策定し、現行の事業計画との整合性を図っていくことを願いたい。 【組織的な策定】 ・保育課程を始め保育に関する単年度事業計画は、職員参画の下に会議等で検討し、合議のうえで計画を策定している。 ・あらかじめ定められた手順や時期に基づいて実施状況の把握や評価を行い、次年度に反映させるようにしている。また、保護者会やアンケート、意見箱による保護者の意見も取り入れながら策定し、見直しを図るように努力している。 【事業計画の周知】 ・各事業計画は職員に書面で配布し、職員会議や研修等の折りに必要に応じて、周知を図るようにしている。また、臨時職員には配布をしていないが、保護者会総会に参加した折に説明を聴取したり、掲示物で確認するように促しをしている。 ・事業計画を職員が理解する事は、計画の達成に欠かすことのできない要件でもあるので、臨時職員にも配布し周知を図り、職員全体で進捗状況の確認や見直しをしながら継続的に取り組むように努めることを望みたい。 ・保護者には、保護者会総会で書面に基づいて周知をしている。また、園だよりや掲示板、口頭等で継続的な周知をするように努力している。 ・現状の資料を見直し、各計画の内容をわかりやすく説明した資料を作成し、より理解しやすいような工夫をするを願いたい。			
--	--	--	--

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

			第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
	I-3-(1)-① 管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	保 10	a ・ ㉞ ・ c
	I-3-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取り組みを行っている。	保 11	a ・ ㉞ ・ c
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
	I-3-(2)-① 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	保 12	㉞ ・ b ・ c
	I-3-(2)-② 経営や業務の効率化と改善に向けた取り組みに指導力を発揮している。	保 13	㉞ ・ b ・ c

評価機関のコメント

【管理者の責任とリーダーシップ】
(管理者の責任の明確化)
・質の高い保育の実施や効率的な運営を目指し、施設長自らの役割と責任について年度当初、口頭で表明をしている。また、職務分担表に基づいて会議等で体系的に表明し、職員の意識を確認するようにしている。
・施設長は組織全体をリードする立場として、職員に対して自らの役割と責任を明らかにすることは、職員からの信頼を得るために欠かすことのできない要件と考える。質の高い保育の実施や効率的な運営を実現していくために、職務分担表とは別に施設長自らの役割と責任について明文化することを期待したい。

・遵守すべき法令等を正しく理解するための取組については、施設長自ら研修に参加し最新情報を入手している。基本的な関連法に關した資料を分散して収集し、必要に応じて資料を配布し、理解を深めるように努力をしているものの整理されてリスト化されていない。
・収集した資料は、福祉分野また、それ以外の基本的な関連法の一連化やリスト化を図り、必要に応じて職員に配布したり、開示もできるような仕組み作りに着手し、正しい理解に向けた取り組みをしていくことを期待したい。

(管理者のリーダーシップの発揮)
・基本方針に照らし合わせた保育サービスの質に対する課題の把握や改善に向けた取り組みを施設長自ら前向きに取り組んでいる。また、会議や保育を通して職員と定期的、継続的に評価や分析を行っている。

(経営や業務の効率化と改善に向けた取組)
・経営や業務の効率化と改善に向けて、人事、労務、財務等の情報を共有し、改善に向け努力をしている。また、基本方針や保育の実現に向け人員配置、働きやすい環境整備等に職員の意見も取り入れながら取り組んでいる。
・良好な保育環境を保つために、テラスの段差や日よけ、棚の整備等環境の整備や工夫などに指導力を発揮している。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

			第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
Ⅱ-1-(1)-①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	保 14	㉖ ・ b ・ c
Ⅱ-1-(1)-②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取り組みを行っている。	保 15	a ・ ㉗ ・ c
Ⅱ-1-(1)-③	外部監査が実施されている。	保 16	㉘ ・ b ・ c

評価機関のコメント

【事業経営をとりまく環境の把握、経営状況の分析と改善課題の取組み】
・行政や子育て支援センターからの情報を得て社会福祉事業全体の動向を収集し、福祉サービス全体に対するニーズや潜在的利用者に関する情報の把握に努めるようにしている。また、赤ちゃん広場や体験保育など子育て支援事業、地域の幼稚園や保育園と連携し、保育園を取り巻く地域の保育に対する需要動向等を把握し、必要に応じてデータ化するように心がけている。
・社会福祉事業全体の動向、保育園が位置する地域での福祉や保育に対する需要の動向、子どもの数や世帯構成の変化、福祉サービス全体に対するニーズ、潜在的利用者に関するデータ等は園運営を長期的視野に立って進めていくために欠かすことのできない情報であるので、積極的な把握に努めることを願いたい。また、これらの外的な動向データを中・長期計画の中に位置付け反映させていくことも願いたい。

・経営上の分析等を行う担当として施設長、副園長が位置付けられており、経営上の課題を解決していくために会議の場で職員の意見を聞くようにしたり、必要に応じて経営状況等を書面を通して職員に周知している。
・改善課題を中・長期計画や各年度の事業計画に十分反映させ、継続的に取り組んでいくことを望みたい。

【外部監査の実施】
・公認会計士などの有識者等を含めた監査委員による監査を受けており改善課題は速やかに改善をしている。今年度第三者評価を受審した。

Ⅱ-2 人材の確保・養成

			第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	保 17	④ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(1)-②	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	保 18	a ・ b ・ ④
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
Ⅱ-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	保 19	④ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(2)-②	職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	保 20	④ ・ b ・ c
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
Ⅱ-2-(3)-①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	保 21	a ・ ④ ・ c
Ⅱ-2-(3)-②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取り組みが行われている。	保 22	a ・ ④ ・ c
Ⅱ-2-(3)-③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	保 23	a ・ ④ ・ c
Ⅱ-2-(4) 実習生の受入れが適切に行われている。			
Ⅱ-2-(4)-①	実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取り組みをしている。	保 24	④ ・ b ・ c

評価機関のコメント

【人事管理の体制が整備】

・法人の方針に基づき、必要な人材や手厚い人員体制が整い、人事交流など具体的なプランが確立されている。職員に個人面談を実施し、人事体制や配置等について意見を聴取したり、保育園の方針を周知している。
・保育園が目指す保育サービスを実施するための具体的なプランを有し、発達支援施設の職員など助言や指導を得るための人材の確保を行っている。

・人事考課については、保育園独自で自己評価を実施しているものの、考課基準に基づいた、定期的な人事考課を実施していない。

・人事考課は賃金や処遇に格差をつけることを目的にしたものではなく、人材の能力開発や育成に活用されること、公正な職員処遇を実現すること、個々の意欲を喚起をし、組織の活性化に役立たせることを目的としている。人の評価に関わる事項だけに慎重な対応が必要であるが、本来の目的を正しく認識し、適正に運用していくことは、健全な組織では当然のことと考える。客観的な基準に基づいた公正な人事考課の導入の検討も期待したい。

【就業状況への配慮】

・法人の下に、有給休暇、育児・介護休暇、時間外、疾病状況等職員の就業状況を把握し、データ化をしている。職員の希望休暇の確保等、副園長を窓口にして施設長と連携し、個別に職員との面談や相談にも応じるようにしている。また、良好な職場環境を目指し、サポートを必要とする職員に対してカウンセリングを受けられる仕組みが整えられている。

・民間福祉共済に加入し、各種の福利厚生や健康診断等健康維持の推進、研修やリフレッシュ事業等積極的に利用している。臨時職員においても、健康診断の機会が確保されている。産業医によるメンタルヘルスの機会もあり参加できる体制になっている。

【職員の質の向上に向けた体制の確立】

- ・職員の研修体制については、清明山保育園の研修計画を基に、職員の研修目的に合った研修に参加できるようにしている。技術水準や専門性の向上に向けた自主的な研修についても情報を収集し、積極的な参加を推進している。
- ・現在実施している保育サービスや目標を踏まえて、保育園が目指す保育サービスを実施していくために、組織が職員に求める技術水準や専門性などを、中・長期計画の中に明示した研修計画を策定していくことを望みたい。

・園内においては、保育の目的に応じて保育士の資質を高めるための公開保育や知識、技術、技能等の水準、資質、力量の向上にむけた個別の基本姿勢に沿った研修計画は策定していないが、研修案内の中から保育士の経験年数や保育の資質向上に関わる研修への参加を推進している。

・施設長の責務として、職員の資質向上のために「必要な環境の確保に努めなければならない」ことが示されている。その手法の一つとして外部、内部の研修が挙げられる。研修参加の配分のみならず、職員一人ひとりについて基本姿勢に沿った教育、研修計画を策定し、実施することを望みたい。

・教育、研修計画の評価・見直しについては、研修報告書を作成し職員会議等で報告をしている。当該職員も含め研修報告を受けた職員が、研修成果を保育内容に反映させている。

・研修達成や研修成果を明確に把握できるように、施設長や副園長によるコメントの記載や達成度、習熟度等を明示した報告書の作成を期待したい。また、研修案内を含めた研修計画、報告書等を一連化してファイリングしていくことを願いたい。

【実習生の受入れ】

- ・実習生受け入れについては、適正に運用されている

Ⅱ-3 安全管理

			第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 利用者の安全を確保するための取り組みが行われている。			
Ⅱ-3-(1)-①	緊急時(事故、感染症の発生時など)における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	保 25	① ・ b ・ c
Ⅱ-3-(1)-②	災害時に対する利用者の安全確保のための取り組みを行っている。	保 26	① ・ b ・ c
Ⅱ-3-(1)-③	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	保 27	a ・ ② ・ c
Ⅱ-3-(1)-④	調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	保 28	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

【事故、感染症の発生時などにおける利用者の安全確保のための体制整備】

- ・事故発生時の対応や感染症、不審者の対応等についてのマニュアルを作成し、会議等で職員に周知徹底を図っている。また、保育のしおりに記載し、保護者にも周知し理解を広げるようにしている。
- ・子どもの安全確保に関する担当者や担当部署を設置し、定期的な会議で安全確保に関する検討を行い実施する体制を整えている。

・感染症に関してのマニュアルを整備し、必要に応じて職員に配布し周知を図っている。保護者には、発病時における状況や対策、感染予防に関する対策などの文書を配布したり、掲示板に掲示したり、登降園時の折、口頭で保護者に周知している。

・不審者対応マニュアルを作成し、職員に配布し会議等で周知を図っている。不審者侵入の想定や地域情報を基にしたシミュレーションを行い園児の安全確保を心がけている。

・各マニュアルは分散してファイルをしているため、緊急時、必要時において各職員が確認しにくく、保育の現状に即座の対応がしにくいため、整理し一連化させ、マニュアルのリスト化を図ることを願いたい。

【災害時に対する利用者の安全確保のための取組み】

- ・災害時に対応できるマニュアルを整備し、災害発生時の対応体制が明確に示されている。それに基づいた訓練も実施され見直しも行われている。
- ・保護者に災害時の対応について話し合う機会を持ったり書面の配布により周知を図っている。また、保護者への引き継ぎの方策も講じている。

【利用者の安全確保のためのリスクの把握と対策の実行】

- ・子どもを取り巻く環境の安全に関する事例や種々の点検を通して、会議等で事故やヒヤリハットの発生要因を分析し防止策を検討している。
- ・施設遊具や保育室の環境や設備等の安全に関する各種のチェックリストはないが、子どもを取り巻く環境の事故防止について職員会議で共通理解をし、実施している。目視により、職員と共に危険個所の早期発見・修復に努め、危険回避をしている。
- ・保育環境や遊具、設備や備品の安全性の確保に向け、目視だけではなくチェックリストを作成し、定期的に点検をし、そのリスクに対しては、早急に対応し安全確保に心がけるように願いたい。

【調理場、水周りなどの衛生管理や食中毒等の発生時の対応と体制の整備】

- ・調理衛生やノロウイルス等のマニュアルを、担当職員に配布し周知を図っている。定期的な衛生管理に関する会議や研修に担当者を参加させ、職員会議等で報告をしている。また、マニュアルに沿って、常に清潔状態を保ち適切に実施され、日々の業務点検チェックも行っている。年1回保健所の食品衛生監視指導を受けている。

Ⅱ-4 地域との交流と連携

			第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
	Ⅱ-4-(1)-① 利用者と地域とのかかわりを大切にしている。	保 29	㉖ ・ b ・ c
	Ⅱ-4-(1)-② 保育所が有する機能を地域に還元している。	保 30	a ・ ㉗ ・ c
	Ⅱ-4-(1)-③ ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	保 31	a ・ ㉗ ・ c
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	Ⅱ-4-(2)-① 必要な社会資源を明確にしている。	保 32	a ・ ㉗ ・ c
	Ⅱ-4-(2)-② 関係機関等との連携が適切に行われている。	保 33	a ・ ㉗ ・ c
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取り組みを行っている。			
	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズを把握している。	保 34	a ・ ㉗ ・ c
	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	保 35	㉖ ・ b ・ c

評価機関のコメント

【地域との関係の適切な確保】

- ・子どもの保育と地域の関わり方について、子どもの社会体験や地域の中での子育て支援の基本的考えを保育課程に文書化しており、実践活動をとおりて地域の理解や協力を得るために積極的な働きかけをしている。また、幼・保・小連絡会議や地区で開催される様々な会合に参加し、社会資源や地域情報を収集している。
- ・保育園周辺の散歩を通して町並みの雰囲気を感じ取ったり、公園や神社、寺、名古屋ドームなどに出かけたりして社会体験の場を広めている。また、地域の畑で芋掘り体験を提供してもらったり、小学校の体育館を借用し運動会を開催したり地域の資源を保育の中で活用している。
- ・地域活動の一環として、保育園の行事などのチラシを地域に回覧したり、バザーや餅つきに地域の方を招いたり、保育園のホールを地域に開放するなど、子どもと地域の交流を広げる取り組みを積極的に行っている。また、遊びの場の提供として、親子教室、体験保育、園開放にも応じている。

・保育所が有する機能の地域への還元については、親子教室、体験保育、園開放や一時保育、育児相談など様々な事業内容を提供する中で、地域の未就園児や保護者へ、遊びの提供、地域の保育園や幼稚園の子育て支援情報の提供や相談等の支援を行っている。また掲示板で行事や子育てに関する遊び等を広めるようにしている。

・ボランティアを受け入れる機会はあるが、ボランティア受入担当者の設置やマニュアル、受け入れ記録などについては整備されていない。保育園周辺の草取りや花壇の整備作業、芋畑の提供、学童のこま回し体験などのボランティアを受け入れている。

・地域の人々によるボランティア活動は、地域社会と保育所をつなぐ柱の一つとして位置付けられる。組織としての基本的な考え方や方針について明文化し、ボランティア受入担当者の設置、マニュアルや受け入れ記録の整備に取り組むことを期待したい。

【関係機関との連携の確保】

- ・必要な社会資源については、保育園を中心としたネットワーク体制ができており、必要に応じて相談や報告など行っているが、関連図やリストは作成されていない。また、職員との情報共有も希薄である。
- ・子どもや保育の様々な場面に対応できる社会資源を明示し、関係諸機関や団体との連携の必要性を含めたリストや資料を作成し、職員会議などで説明をし、共有を図ることを期待したい。また、保護者には必要に応じて関係諸機関や施設の情報を提供しているが、保育のしおり等に明示していくことも望みたい。

・医療機関、児童相談所、保健所や発達支援施設、主任児童委員、小学校、保育園や幼稚園等との連携を図っている。未就園児保育実施園のため卒園後の子どもの保育状況を確認するために、地域の保育園や幼稚園、小学校との連携を図り、情報の提供や必要に応じて訪問し情報を得たりする機会もある。

【地域の福祉向上のための取組】

- ・親子教室、体験保育、園開放や一時保育、育児相談などを通して福祉、子育てニーズの情報を把握するようにしている。また、幼・保の連絡会や小学校の懇談会など地域で定期的開催される会議に出席し、協力関係を保つ中で具体的なニーズの把握に努めている。
- ・子育て支援事業に参加する地域の未就園児の保護者にバザー等地域交流事業等を通してアンケートを実施しニーズの把握に努めることも期待したい。

・園開放や親子教室、体験保育の中で、地域の未就園児や保護者への遊びの提供や相談等の支援を行っている。また、事業の内容については、保育園独自の案内やプログラムなどに工夫をしている。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

			第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
	Ⅲ-1-(1)-①	利用者を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取り組みを行っている。	保 36 (a) ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(1)-②	利用者のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	保 37 a ・ (b) ・ c
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。			
	Ⅲ-1-(2)-①	利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取り組みを行っている。	保 38 (a) ・ b ・ c

Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
	Ⅲ-1-(3)-① 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	保 39	④ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	保 40	④ ・ b ・ c
	Ⅲ-1-(3)-③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	保 41	a ・ ④ ・ c

評価機関のコメント

【利用者を尊重する姿勢の明示】

・一人ひとりの子どもを尊重した保育の方針が明示された文書を職員に配布し、口頭での説明等によって共通理解を図っている。また、各指導計画にも基本的姿勢が反映され、定期的な評価や見直しを行っている。保護者には、保育参観や行事などの折に具体的な場面や実態に合わせ話をするようにしている。

・「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」に関する利用者のプライバシー保護については、マニュアルは策定していないが、会議等で共通理解を図り、保育場面で個々のプライバシーに配慮した保育に心がけている。

・子どもや保護者のプライバシー保護については利用者尊重の基本であり、利用者が他人から見られたり知られたりすることを拒否する自由は保護されなければならない。家庭状況や保育の場面に応じた留意事項に関するマニュアルや規定を作成し、職員間で周知徹底し運用していくことを期待したい。

・人権擁護に関する取り組みについては、子どものみならず保護者の人権や国籍、文化、生活習慣、考え方の違い、相互に尊重する心などを職員間で共通理解しそれぞれの人格を尊重した保育に取り組んでいる。

【利用者満足の向上についての努力】

・運動会や生活発表会等行事参加の機会を定期的に設け、直接意向や要望を聴くようにしたり、アンケートを実施している。また、個人懇談会や意見箱の常設、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションを通して意向を把握するようにしている。子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じている。得られた意向や要望等は、定期的な会議で分析や検討をし、結果や改善等を文書や口頭で保護者に伝えるように努力をしている。

・子どもからは、保育の場面で意見を聞いたり反応を観たりして、子どもの思いや意見が反映できるように計画を見直し、実践に繋げるようにしている。

【利用者が意見等を述べやすい体制の確保】

・相談窓口を設置し、日常的に接する担任以外に、複数の相談方法や相談相手があり、自由に選んで相談や意見を述べることができることを口頭で保護者に周知している。登降園時には挨拶を交わし、園児の受け入れをしながらコミュニケーションを図っている。また、相談者のプライバシーを配慮した場所で相談を受けている。相談に対する記録は、連絡ノートに明記している。

・苦情解決の仕組みが確立され、入園時に保護者に口頭や書面で説明をし、分かりやすい文書で掲示もしている。苦情受付書に記録をし、対応策等を保護者等にフィードバックしている。

・苦情に限定されない保護者からの意見や提案への対応マニュアルは整備されていないが、日常的なコミュニケーションによる平易な事項は明確に記録している。寄せられた意見や提案は適宜、職員間で話し合い、迅速に対応するように努めている。

・苦情に限定されない保護者等からの意見や提案等についての記録の方法や手順、対応策の検討について規定したマニュアルを整備し、保護者へ経過や結果をフィードバックしていくことを望みたい。

Ⅲ-2 サービスの質の確保

			第三者評価結果	
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取り組みが組織的に行われている。				
	Ⅲ-2-(1)-①	サービス内容について定期的に評価を行う体制を整備している。	保 42	④ ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(1)-②	評価結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善計画を立て実施している。	保 43	a ・ ④ ・ c

Ⅲ-2-(2) 提供するサービスの標準的な実施方法が確立している。			
	Ⅲ-2-(2)-① 提供するサービスについて標準的な実施方法が文書化されサービスが提供されている。	保 44	a ・ ㉞ ・ c
	Ⅲ-2-(2)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 45	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-2-(3) サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行われている。	保 46	a ・ ㉞ ・ c
	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	保 47	㉠ ・ b ・ c
	Ⅲ-2-(3)-③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	保 48	㉠ ・ b ・ c

評価機関のコメント

【サービスの質の向上に向けた組織的な取組】 ・保育の資質向上や保育サービスや保育計画について定期的に自己評価を行っている。また、年度当初に保育に対する目標や運営方針を立て、課題の整理や改善に向けて検討する機会を設け、園の保育に反映させるように努力をしている。 ・第三者評価を今回受審した。定期的な第三者評価受審も効果的と考える。 ・自己評価の内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、改善計画や改善策を園の保育に反映していくことを期待したい。 【提供するサービスの標準的な実施方法の確立】 ・「標準的な保育の実施方法」が文書化され、それに基づいた個々のサービスが実施されている。子どもの年齢や発達と保育内容、指導計画との関連性や妥当性について職員の共通理解を図り、共通の対応で実践するようにしている。 ・職員会議等によって職員に周知され、保育計画との突き合わせや実施状況の確認は、定期的に行われる保育等の検討会で行われている。 ・標準的实施方法は、保育を展開していく中で保育の個々の場面に照らし合わせ、子どもの発達に沿って行われる具体的な保育方法であるので、必要とされる基本事項を見直し、それに基づいて職員が共通の認識を持って実施されることを期待したい。 【サービス実施の記録の適切化】 ・子ども一人ひとりの発達状況、保育目標、生活状況、安全衛生、食育、危機管理等についての各記録が記載されており、全ての職員に情報の共有化を図り周知している。また、記録の管理について、個人情報保護規定や情報開示規定、文書管理規定に基づいて適切な管理が行われている。また、職員に対し教育や研修を行い、守秘義務の遵守についても周知徹底を図っている。 ・子ども一人ひとりの発達情況、保育目標、保育の実際について、定期的に職員会議や年齢ごとの検討を実施し、職員間で情報の共有を図っている。 ・各保育課程の記録内容のばらつきが生じないように手引書等を策定し、それに基づいて記載し、施設長や副園長が点検、指導を行い、明確な記載が保てるようにしていくことを期待したい。	
--	--

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

			第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。			
	Ⅲ-3-(1)-① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	保 49	㉠ ・ b ・ c
	Ⅲ-3-(1)-② サービスの開始にあたり利用者等に説明し同意を得ている。	保 50	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。			
	Ⅲ-3-(2)-① 保育サービスの変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	保 51	a ・ ㉞ ・ c

評価機関のコメント

【サービス提供の開始・継続の適切な実施】

- ・利用希望者に対してサービスの選択をするための資料として、ホームページやパンフレット、保育のしおり等でサービス提供に関わる情報提供を行っている。また、保育園の紹介を「子育てマップ」の中に登載し、区役所などに設置し情報を広域に提供している。保育園の見学希望者は、随時受け入れ、電話等の対応もしている。
- ・行政により、サービス開始に関する書面や保育サービス、料金等明示した資料を保護者に送付または、配布をし、関連書面のデータ化を行っている。入園式や保護者会総会等で書面を配布し説明したうえで同意を得ている。スポーツ振興センターの加入や個人情報について説明し、同意書を得ている。
- ・退園や転園、保育サービスの変更等に関する文書の取り交わしは行政で行われている。また、転園児については個人情報 を考慮し必要に応じて保育に関する情報の提供をし、サービスの継続性に配慮している。卒園時に、保育終了後も相談等に応じることを保護者に口頭で説明をしている。
- ・卒園時には、保護者等に、保育終了後も相談等に応じる体制があることを文書で配布する工夫を願いたい。

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

			第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。			
	Ⅲ-4-(1)-① 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	保 52	④ a b c
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-4-(2)-① サービス実施計画を適切に策定している。	保 53	④ a b c
	Ⅲ-4-(2)-② 定期的にサービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 54	④ a b c

評価機関のコメント

【利用者に対するサービス実施計画の策定】

- ・子どもや保護者の身体状況や生活状況を把握し、個別に記録をし、定期的に見直しをし、指導計画に反映させ保育実践に繋げるようにしている。
- ・保育指針を基に、子どもとその背景にある家庭や地域の実態把握を考慮し、子どもの発達状況を見通し、生活や遊びの連続性や環境、季節の変化などに配慮して保育計画や指導計画を全職員が参画し策定している。
- ・保育計画は、職員が参画し年度末に見直し次年度に反映させている。保護者には機会をとらえて説明し、同意を得るようにしている。また、各指導計画においては、定期的又は毎月・週・日ごとに評価・見直しを行い、次回へ反映させている。また、実際の保育に際しては、子どもの状態や状況に応じて、柔軟的に指導計画の変更を行い、見直しをするようにしている。

Ⅲ-5 保育所保育の基本

		第三者評価結果	
Ⅲ-5-(1) 養護と教育の一体的展開			
Ⅲ-5-(1)-①	保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育過程を編成している。	保 55	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-②	乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 56	① ・ b ・ c
Ⅲ-5-(1)-③	1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 57	① ・ b ・ c

Ⅲ-5-(1)-④	3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	保 58	a ・ ㉞ ・ c
Ⅲ-5-(1)-⑤	小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	保 59	a ・ ㉞ ・ c
Ⅲ-5-(2) 環境を通して行う保育			
Ⅲ-5-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	保 60	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-②	子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	保 61	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-③	子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友達との協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	保 62	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-④	子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。	保 63	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(2)-⑤	子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	保 64	㉠ ・ b ・ c
Ⅲ-5-(3) 職員の資質向上			
Ⅲ-5-(3)-①	保育士が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	保 65	a ・ ㉞ ・ c

評価機関のコメント

【保育所保育の基本】

(養護と教育の一体的展開)

・児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法に示されている趣旨を踏まえ、保育所保育指針に基づいた清明山保育園の保育課程が編成されている。子どもの遊びや生活を通して、「子どもが心身ともに健やかに育成される保育をすすめる、子育て中の父母を支援する」を目指して、「ひとりひとりの個性を尊重しその十分な発達を援助する・子どもの思い、願いを受け止め安心して楽しい生活を作っていく・自然や地域に親しみ、実体験を身につける・季節の食材を使い、発達に必要な栄養のバランスがとれた手作りの食事を用意する」に心がけ、心と体のバランスのとれた保育内容を編成している。

・乳児保育のための環境整備については、安全や清潔に配慮し、子どもの発達や発育に応じた環境や用具などを設定し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育を心がけている。外気に触れたり、散歩も積極的に取り入れている。また、職員にSIDSに必要な知識が周知され、事故防止やSIDSのチェックを実施している。子どもの心情や欲求に応じて抱っこしたりおんぶをし、スキンシップをしながら情緒の安定を図っている。また、生活空間を遊び・生活・昼寝に区分し、生活の機能に応じた快適な生活空間をが保たれるようにしている。

・1・2歳児の保育については、子どもの発達や発育に応じた生活や遊びができるように、年齢別に保育室を確保し、安全で清潔な環境や遊具、用具などを設置し、子どもの生活リズムに応じて丁寧でゆったりとした保育に心がけている。また、1・2歳児の子ども達の発達の特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせ基本的な生活習慣が身につくように配慮し、子どもが自分でしようとする気持ちを尊重して子どもに関わるようにしている。

・子どもの自己主張や自我の育ちを支え、子どもの気持ちを受け止めるように個別の関わりをしたり、人や物への探索行動が存分にできるように安全に配慮しながら環境を整え、自発的な遊びができるように子どもの状況を観ながら関わるようにしている。また、外気に触れたり、散歩も積極的に取り入れている。

・3歳以上児の保育については、安全で清潔な環境を整え、それぞれ年齢に応じて自由に表現したり、友だちと協同的な活動ができるような遊具や用具を設置している。

・それぞれの年齢の発達的特徴を踏まえ、一人ひとりの育ちに合わせて基本的な生活習慣の定着を図り、友だちや他の人々との関わりを深め、ものごとへの関心を高めていくように配慮しながら子どもと関わるようにしている。

・保育所保育指針に示されている5領域の内容を、遊びや生活を通して総合的に身につけられるように計画に位置付け、それに基づいて保育が展開されるように見直しを願いたい。

・小学校の連携については、3才児までの保育実施園であるが幼・保小連携会議に参加し、卒園後の子どもの状況を確認したり、保育園での保育状況などの情報を提供し、連携を図るようにしている。施設長は保育活動の中で、保護者に小学校以降の生活を見通せるような話をしている。

【環境を通して行う保育】

(子どもが心地よく過ごすことのできる生活にふさわしい場の確保)

・室内の採光、換気、温度、空気の清浄などに配慮し清潔で明るく過ごせるように心がけている。また、トイレや遊具、用具なども安心して使えるように常に清潔や安全を保つように配慮している。

・保育室環境は手作りの玩具や用具、絵本や教材が年齢や人数に応じて整い、遊びの広がりやくつろぎが確保され、家庭的な親しみが醸し出されている。

・季節感が漂う子どもの作品を展示したり、活動に活かした保育環境の工夫がされている。また、食事時には整理整頓を適切に行い、食事の空間を確保している。

・子どもの心情や状態に応じて、くつろいだり落ち着くことのできる場で、保育士が身近で穏やかに応じている。

(子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができる環境の整備)

・子ども一人ひとりの発達を把握し、基本的な生活習慣や生理現象など、子どもの状況を配慮し、強制や制限をせず、一人ひとりの子どものリズムや気持ちに沿った関わりをしている。室内や散歩を通して戸外で遊ぶ空間も確保され、子ども自ら進んで身体を動かして遊んだり、様々な遊具や用具を使った遊びを楽しむ環境が整えられている。

(子どもが主体的に活動したり、友達との協同的な体験ができるような環境)

・子どもが主体的に活動できるように、子どもの発達や季節に応じた玩具や遊具、素材や用具を用意し、自由に取り出して遊んだり、自由に遊べる時間が確保され、子どもの主体性が発揮できるような働きかけをしている。また、保育士が見守りながら子ども同士で遊びを進めて行く機会が提供されている。

・遊びや生活を通して自然に異年齢で遊ぶ機会や意図として交流する機会を作り、人との関わりを大切にする取り組みをしている。

(身近な自然や社会とかかわれるような環境の整備)

・園庭には樹木や花壇があり、正面玄関に花壇やプランターに草花が植えられ、居ながらにして四季の変化を何気なく感じ取れる環境にある。また、保育方針の「自然や地域に親しみ、実体験を身につける」を基に、昆虫や魚などの飼育や野菜の栽培や収穫などをとおして生物に興味を持ち可愛がる心を育むようにしている。

・散歩を日々の活動に位置付け、保育園周辺の散歩を通して町並みの雰囲気を感じ取ったり、地域の畑での芋掘り、公園や神社、寺などに出かけたりして、身近な社会事象や自然事象に触れ、地域の人々と積極的に関われるようにしている。また、名古屋ドームで様々な遊びの体験や地下鉄を利用して東山動物園に遠足出かける機会もあり、社会体験が得られるようにしている。

(豊かな言語環境や様々な表現活動が自由に体験できる環境の整備)

・子どもの作品が保育に活かされ、工夫して作ったり飾ったりし、大切に扱われている。表現活動に必要な色紙、クレパス、粘土などの素材が自由に使えるように用意されている。日々の保育の中に絵本の読み聞かせや素話、紙芝居などを積極的に取り入れたり、手作りの玩具で積んだり並べたりして文字や数字の概念の芽生えを育むようにしている。

・自由に表現する楽しさを味わうためのコーナーや場が設けてあり、遊びを楽しめるようにしている。

(主体的な自己評価の取組みと保育の改善)

・保育に関わる計画や記録と保育実践を、保育の資質向上や保育サービスについて定期的に自己評価を行い、改善に向けて検討する機会を設け職員間で共有化を図っている。また、自己評価の内容の妥当性を検証しつつ、結果を分析し課題を示し、改善計画や改善策を園の保育に反映していく努力をしている。

Ⅲ-6 子どもの生活と発達

			第三者評価結果
Ⅲ-6-(1) 特別なニーズに応ずる保育			
Ⅲ-6-(1)-①	子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助がおこなわれている。	保 66	② ・ b ・ c
Ⅲ-6-(1)-②	障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮が見られる。	保 67	② ・ b ・ c

Ⅲ-6-(1)-③	長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	保 68	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2) 子どもの食と健康			
Ⅲ-6-(2)-①	食事を楽しむことができる工夫をしている。	保 69	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-②	乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	保 70	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-③	子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	保 71	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-④	子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	保 72	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑤	健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	保 73	① ・ b ・ c
Ⅲ-6-(2)-⑥	アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	保 74	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

【特別なニーズに応ずる保育】

・子ども一人ひとりの違いを十分に把握し、職員間で話し合い、理解を深めるようにしている。また、それぞれの子どもを受容するための援助活動を指導計画に位置付け、実際の保育場面の対応や言葉かけも子どもをよく受容するように努めている。

・気になる子や特別支援を要する子については、特別支援対象となる子どもはいない。日々の保育に対して支援を要する子どもについて、子どもの発達を職員間で見極め運用として職員を加配し、個別記録を取りケース検討会で共有を図り、子どもの状況に応じた保育をしている。保護者とは、日常的に話し合う機会を設け、子どもの状況や発達課題等についての情報を共有し認識の相違がないように努めている。

・延長保育計画に基づいて、ゆったりとした保育を行っている。子どもの状況について、職員間の引継を文書で明確に行い、子ども一人ひとりの気持ちに沿うような保育に心がけている。子どもの思いに沿ってゆっくりくつろいだり、異年齢でも遊べるように配慮をしている。また、保護者への連絡は、口頭や文書、または、状況に応じて直接担任が伝えるようにしている。19時以降保育の必要な場合、手作りの夕食を用意している。

【子どもの食と健康】

・離乳食や給食、夕食、アレルギー食などは全て保育園で手作りの食事を用意している。

・食材に触れたり、クッキングの機会を設けたりして、3歳未満児でもできる食育推進事業に積極的に取り組んでいる。また、給食のサンプルを展示したり、食事に関わる調理員と言葉を交わしたり、食事環境を清潔に整え、会話を楽しんで食事をしている。体調や個人差、食欲に応じて食事量も配慮している。

・食事についての見直しや改善については、職員も子どもと一緒に食事をしながら、好き嫌いや食事量を把握している。時には食事に関わる調理員も子どもと一緒に食事をし、食事の様子を見て献立に反映させている。献立は、旬の物や季節感のある食材を活かし、行事食も取り入れている。また、子どもの発育や体調を考慮した調理の工夫もしている。検食簿や残食の調査記録をまとめ、献立や調理の工夫に反映させている。

・食事について家庭との連携については、発育期にある子どもの食事の重要性や食材の活かし方などを掲載した毎月の「献立表」を事前に配布したり、毎日の給食サンプルを展示し保護者に知らせている。また、クラス懇談会で調理員が、離乳食や食品の嗜好など保護者からの相談にも応じている。

・子どもの健康に関しては、怪我や体調不良、感染症、視診等についての健康管理に関するマニュアルがあり、これに基づいて子ども一人ひとりの健康状態に応じて、適切に対処している。また、子どもの健康管理は、入園時に健康記録や生活状況に基づいて個別的に把握している。既往症やアレルギー、予防接種の状況等については保護者からの情報を得て管理し、対応の配慮を行っている。

・個々の健康状態や健康診断等の記録は、適切に処理・管理している。保育時間内での体調の変化については施設長や副園長が把握し対応している。状態に応じて柔軟的な保育を実施し、保育園での健康状態を保護者に伝え、降園後の対応にも配慮している。また、職員にはマニュアルを配布し、必要な知識等を習得できるように会議で周知を図っている。

・健康診断、歯科検診を定期的に受診し、その結果を文書や口頭で保護者に伝え、保育に反映させている。受診の結果は個人情報であることに留意して、守秘義務が遵守されるようにしている。また、嘱託医とのカンファレンスをし、子どもの健康管理についての情報交換を行っている。

・アレルギー疾患を持つ子については、アレルギー調査をし、入園時の面接や健康記録、生活記録等を基に医師の診断書や指示書を得て、保護者、副園長、栄養士を交え綿密な打ち合わせを行ない、献立表を基に保護者の意向を聞きながら除去食及び代替食で対応するようにしている。また、日々の保育では、調理員と担当保育士が綿密な連携を図り対応をしている。会議等で全職員にアレルギー疾患についての必要な知識や情報を周知させ、実際の保育については徹底した対応がされるようにしている。

Ⅲ-7 保護者に対する支援

			第三者評価結果
Ⅲ-7-(1) 家庭との密接な連携			
Ⅲ-7-(1)-①	家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	保 75	① ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-②	子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通の理解を得るための機会を設けている。	保 76	① ・ b ・ c
Ⅲ-7-(1)-③	虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	保 77	① ・ b ・ c

評価機関のコメント

【家庭との密接な連携】

・クラス別保育の会や家庭訪問に加えて、登降園時を利用した保護者とのコミュニケーションやお知らせボードなどを通して意向を把握し、共通理解を深めるようにしている。また、毎月の園だよりに、子どもの様子やクラスでの生活の様子を記載し、保護者と共に子どもの成長の喜びを共有できるように支援をしている。

・夕涼み会や運動会など行事参加の機会を定期的に設け、保護者と話し合う機会を作り共通理解を深めるようにしている。また、子育てに不安を感じている保護者には、積極的に声をかけ、話を聞いたり相談に応じたり、必要に応じてカウンセラーと連携を取るようにしている。意見箱も常設しており、行事の後に保護者向けのアンケート調査を実施している。

・アンケートなどについては、保護者に結果や改善への取り組みを伝え、共通理解を得る努力を期待したい。

・職員に対して、虐待に関する理解を促すための取り組みや対応等についてのマニュアルを整備し、日常の送迎や保護者とコミュニケーションを通して早期発見に努め、状況を詳細に記載している。また、マニュアルに基づく研修を行っている。虐待の疑いが生じた場合、直ちに副園長や施設長に伝え、情報や状態を確認した上で、直ちに、行政、児童相談センター、警察などの関係諸機関に照会、通告を行う体制が整っている。